浜松市公告第３１９－２号

　浜松市の建設工事について、下記のとおり制限付一般競争入札（総合評価落札方式(特別簡易Ⅰ型・入札後審査型・自己採点方式)）を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び第１６７条の１０の２第６項並びに浜松市契約規則（昭和３９年浜松市規則第３１号）第４条の規定に基づき公告する。この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

　令和７年５月１３日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　浜松市長　　中野　祐介

記

１　制限付一般競争入札に付する事項

（１）工事名　令和7年度長寿命化推進単独事業(市)曳馬中田島線舗装修繕工事(八幡工区・下り線)

　　　　　　　（課名・入札番号）中央土木整備事務所　第２０２５００３１８０号

（２）工事場所　浜松市中央区八幡町地内外

（３）工事概要　舗装工事（別紙設計書の通り）

（４）工　　期　契約締結日の翌日から令和７年１１月１２日まで

（５）本工事は、入札者に工事価格及び企業の施工実績等をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易Ⅰ型・自己採点方式）の工事である。

２　契約事項を示す場所

（１）入札担当課　〒４３０－８６５２　浜松市中央区元城町１０３番地の２

浜松市財務部調達課　　　　　　　電話　０５３－４５７－２１７６

Ｅメールアドレス　tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

（２）契約担当課　（１）に同じ

３　制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

　　次に掲げる要件を満たす者

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成２０年１０月１日告示第３９０号）の規定より令和７・８年度における舗装工事の競争入札参加の資格の認定を受けており、舗装工事の経営事項審査結果の総合評定値（Ｐ）が７００点以上の者であること。

（３）浜松市内に本店を有する者であること。

（４）１級を含む２名以上の舗装施工管理技術者を保有する者であること。

（５）主任（監理）技術者として自社の１級舗装施工管理技術者を配置できること。

（６）手持ち又は長期リースの舗設機械（アスファルトフィニッシャ、マカダムローラー、タイヤローラー）をそれぞれ確保できる者であること。

（７）自社施工の体制がとれる者であること。

※　自社施工とは連結決算又は完全協力会社を含むものとし、自社及び協力等の会社が雇用する職長のほか、オペレーター、スクリードマン、レーキマンなど特殊な技能を持つ技能者（一般作業員は除く）が１名以上従事することをいう。

※　舗設機械、技能者については、連結決算の子会社又は完全協力会社による施工体制を含める。（完全協力会社とは、直近３年間連続して年間２回以上の官発注によるアスファルト舗装工事（土木一式工事として発注した中での舗装工事も含む）において下請契約を行っている会社をいう。）

（８）建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とすることとし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。

（９）浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

（10）浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。

（11）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

（12）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第

２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（13）以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務

イ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務

ウ　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務

（14）１に掲げる工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

４　制限付一般競争入札参加資格の確認及び総合評価落札方式による評価点の審査について

（１）入札前に行う入札参加資格の審査

この入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式－１）（以下「確認申請書」という。）、他別記の１に記載されたもの（以下「事前審査資料」という。）を提出し、入札前に入札参加資格の審査（以下「事前審査」という。）を受けなければならない。この場合において、事前審査の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、入札参加資格確認の結果は提出期限日の翌日から５日以内に通知する。なお、事前審査資料の提出は電子入札システム（以下「システム」という。）による提出を原則とするが、電子ファイルの容量が大きくシステムによる提出ができない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾（紙入札方式参加申請書（浜松市電子入札運用基準　様式３）を提出）を得た場合は、別記の１により提出することができる。

（※手続中の機器の不具合等で紙入札へ移行する場合は、紙入札方式移行申請書（浜松市電子入札運用基準　様式４）を提出し発注者の指示に従うこと。）

（２）入札後に行う入札参加資格の詳細な確認及び評価点の確定

開札の結果、落札候補者となった者は、発注者が指定する別記の２の期日までに、発注者の指定する別記の２に掲げる入札参加資格等確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格及び自己採点申請書の詳細な確認（以下「事後審査」という。）を受けなければならい。

（３）入札参加資格がないと認められた者等の説明要求

ア　事前審査において入札参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の１によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から２日以内に行う。

イ　事後審査において入札参加資格がないと認められた者又は自己採点申請書に誤りがある等により、評価値の最も高い者でないと認められた者は、市に対し別記の２によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から２日以内に行う。

（４）事前審査において入札参加資格がないと認められた者及び別記の１の提出期限までに確認申請書及び自己採点申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

５　総合評価に関する事項

（１）総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点（発注者が設定している要求要件を満たしている場合に付与する点数）と加算点（技術提案等の内容に応じて付与する点数）の合計を当該参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）を算出し、落札者を決定する方式とする。ただし、入札価格が浜松市低入札価格取扱要領第３条に規定する調査基準比較価格を下回った場合は、当該調査基準比較価格を評価算定上の入札価格とみなして評価値を算出する。

（２）評価項目

　　評価項目については、次のとおりとする。具体的な評価基準及び評価指標については、入札説明書による。

ア　施工実績に関する事項

イ　配置予定技術者の能力に関する事項

ウ　品質管理に関する事項

エ　地域精通度及び地域貢献度に関する事項

　　※アからエの項目で最大１７．９点の加算点とする。

（３）落札候補者の決定

ア　入札参加資格を満たしている場合に標準点を与え、さらに企業の施工実績等の内容に応じて加算点を与える。なお、標準点は１００点とし、加算点の最高点数を１７．９点とする。

イ　入札参加者は、価格及び企業の施工実績等をもって入札し、次の（ア）から（ウ）の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次の要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

（ア）入札価格が予定価格の範囲内であり、失格基準価格を下回らないこと。

（イ）価格以外の要素に係る提案が最低限の要求要件を満たしていること。

（ウ）評価値が標準点（１００点）を予定価格で除して得た数値を下回らないこと。

ウ　上記イにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

（４）落札の決定

入札後に落札候補者から提出された資料を審査し、その結果、入札参加資格を満たしており、評価値の最も高い者と確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。入札参加資格を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、資料の提出を求める。また、落札候補者が評価値の最も高い者でないと認めた場合も、次順位者を落札候補者とし、資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

（５）評価内容の担保

　　　落札者の提示した企業の施工実績等のうち、市内業者施工率を１００％又は８０％以上とすると記載した者については、監督・検査において履行状況について検査を行うものとする。

施工実績等で提示した内容が履行されず評価点が下回った場合は、工事成績評定点を減ずる措置（配点１点につき２点減点）を行う。なお、減点は最大で２０点までとする。

６　契約書案、入札心得及び設計書等について

（１）契約書案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）は、別記の３により閲覧させ又は入札情報サービス（以下「ＰＰＩ」という。）に公開する。

（２）設計図書等に対する質問書は、別記の４により提出すること。

（３）（２）の質問に対する回答は、開札執行日の前３日間浜松市役所（財務部調達課）において閲覧に供するとともに、システムに回答を掲載する。

７　現場説明会の日時及び場所等　現場説明会は、実施しない。

８　入札執行の日時及び場所等　　入札執行の日時等は、別記の５により執行する。

９　入札方法等

（１）システムによる。ただし、発注者の承認を得れば書面を持参又は郵送にて入札できる。

（２）必要な書類

　　ア　システムによる入札の場合　入札書、及び工事費内訳書

　　イ　紙入札による場合　　　　　入札書、工事費内訳書、委任状（代理人の場合）

※なお、工事費内訳書は、第１回の入札に際しての入札書に記載される入札金額に対応したものとすること。また、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（３）（２）の文書を提出しない者の入札は認めない。

（４）入札執行回数は、２回を限度とする。郵便による入札参加者は、１回目の入札で落札者が決定しなかった場合、２回目の入札には参加できないものとする。

１０　調査基準価格及び失格基準価格

（１）この制限付一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格及び失格基準価格を設定する。

（２）失格基準価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。

（３）失格基準価格以上で調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。

（４）失格基準価格以上で調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。

（５）低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

ア 建設業法第２６条第３項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあっては、建設業法に規定する主任技術者（監理技術者）と同等以上の資格を有する者１名をその補助技術者として置かなければならないこと。

イ 補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならないこと。

ウ 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることができないこと。

エ 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならないこと。

１１　入札保証金　この制限付一般競争入札は、入札保証金を免除する。

１２　前金払、中間前払金及び部分払

前金払及び部分払は、浜松市公共工事等の前金払等実施要領に基づいて行う。中間前金払は、浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領に基づいて行う。

１３　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

（１）この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札

（２）入札参加資格があることを確認され、その後落札決定までの間に３に掲げる参加資格を失った者の行った入札

（３）設計図書等に示した条件等制限付一般競争入札に関する条件に違反した入札

（４）入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア　人的関係

(ア)一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ)一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ　その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

※開札前に、人的関係のある複数の者が１者を除き入札を辞退した場合は、残る１者の入札は無効とならない。

（５）入札参加資格のある旨を確認された者であって、事後審査において入札参加資格がないと確認された者の行った入札

１４　期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第７６号）第１条第１項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

１５　この工事に直接関連する他の工事の請負契約をこの工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　　無

１６　くじの実施

最高評価値となった者が複数ある場合、電子くじを実施する。システムによる入札の場合、入札書提出時に任意の３ケタのくじ番号を入力すること。なお、紙入札による場合は、入札書に任意の３ケタのくじ番号を記載し、入札書を提出すること。ただし、入札書にくじ番号の記載のない場合には、システムにより自動生成された数値を採用するものとする。

１７　現場代理人常駐義務の緩和

　　この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象となる場合がある。

別　記

１　事前審査等

（１）システムによる入札の場合

ア　提出期間　令和７年５月１４日（水）午前９時から令和７年５月２２日（木）午後０時（正午）までのシステム稼動時間内とする。

イ　提出書類　確認申請書（様式－１）、自己採点申請書、経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し

（２）紙入札による場合

ア　提出期間　持参の場合は、令和７年５月１４日（水）から令和７年５月２２日（木）までの午前９時から午後５時まで（最終日は午後０時（正午）まで。郵送の場合は令和７年５月２１日（水）必着とする。）

イ　提 出 先　浜松市役所（財務部調達課）

ウ　提出書類　確認申請書（様式－１）、紙入札参加申請書（浜松市電子入札運用基準　様式３）、自己採点申請書、経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し

（３）事前審査結果通知

　　令和７年５月２８日（水）午後１時以降、システム又は電子メールにて通知する。なお、特別の事情がない限り電話連絡はしないので、留意すること。

（４）事前審査において入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

ア　方　　法　システム又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールでの提出の場合は送信後、電話連絡をすること。

イ　提出期限　令和７年５月３０日（金）午後５時

ウ　提 出 先　浜松市役所（財務部調達課）

エ　回　　答　令和７年６月２日（月）までにシステム又は電子メールにより通知する。

２　事後審査等

（１）システムによる提出の場合

ア　提出期間　通知を受け取った日から令和７年６月６日（金）正午までのシステム稼動時間内とする。

イ　提出書類　企業の施工実績等（様式３）、配置予定技術者等の資格・工事経験等（様式４）、アスファルト舗装工事施工体制確認申告書（様式－８）及び添付書類

（２）紙による提出の場合

ア　提出期間　通知を受け取った日から令和７年６月６日（金）正午まで（電子メールでの提出も可とする。）

イ　提 出 先　浜松市役所（財務部調達課）

ウ　提出書類　企業の施工実績等（様式３）、配置予定技術者等の資格・工事経験等（様式４）、アスファルト舗装工事施工体制確認申告書（様式－８）及び添付書類

（３）事後審査結果通知

審査が終了し結果が確定次第、システム又は電子メールにて通知する。

（４）事後審査において入札参加資格がないと認められた者又は自己採点申請書に誤りがある等により、評価値の最も高い者でないと認められた者の理由説明要求

ア　方　　法　システム又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールでの提出の場合は送信後、電話連絡をすること。

イ　提出期限　令和７年６月１２日（木）午後５時

ウ　提 出 先　浜松市役所（財務部調達課）

エ　回　　答　令和７年６月１３日（金）までにシステム又は電子メールにより通知する。

３　設計図書等の閲覧、公開及び入手方法

（１）閲覧期間及び公開期間　令和７年５月１３日（火）から令和７年６月４日（水）まで（ただし、閲覧の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前９時から午後５時までとする。）

（２）閲覧場所　　　　　　　浜松市役所（財務部調達課）

（３）公開場所及び入手方法　ＰＰＩの当該案件のページからダウンロードして入手すること

４　設計図書等に対する質問

（１）提出方法　システム又は電子メール又は持参により提出すること。なお、電子メールでの提出の場合は送信後、電話連絡をすること。

（２）受付期間　令和７年５月１４日（水）から令和７年５月２７日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）午前９時から午後４時まで

（３）提 出 先　浜松市役所（財務部調達課）

５　入札執行日時等

（１）入札書等受付期間

　　ア　システムによる入札の場合

令和７年６月３日（火）午前９時から令和７年６月４日（水）午後０時（正午）までのシステム稼働時間内とする。

　　イ　紙入札による持参の場合

令和７年６月３日（火）から令和７年６月４日（水）の午前９時から午後５時まで（最終日は午後０時（正午）までとする。）※郵送は（２）ウを参照。

（２）提出方法

ア　システムによる入札の場合　工事費内訳書を添付の上、提出すること

　　イ　紙入札による持参の場合

　　　（ア）提出場所　浜松市役所（財務部調達課）へ（１）までに直接持参すること。

　　　（イ）提出書類　入札書、工事費内訳書、委任状（代理人の場合）

　　　（ウ）入札参加者側の都合によりシステムによる処理の継続ができなくなり紙入札へ移行する場合は、入札書提出期限までに入札担当課へ連絡し、紙入札方式移行申請書（浜松市電子入札運用基準　様式４）及び入札書、委任状（代理人の場合）、工事費内訳書を速やかに提出し、発注者の指示に従うこと。

ウ　紙入札による郵送の場合

　　　（ア）送付先　　浜松市役所 財務部 調達課 工事契約グループ

　　　（イ）提出期限　令和７年６月３日（火）必着

　　　（ウ）郵送方法　一般書留郵便又は簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便

　　　　　　　　　　　郵送用封筒には、①送付先（入札担当課の郵便番号・所在地・名称）、②件名、③入札者の郵便番号・所在地・名称を記入するほか、「入札書在中」又は「入札書及び内訳書在中」と記載し、入札（見積）書と工事費内訳書が一つの封筒に封かんできない場合は、それぞれを封かんした上で一つの郵送用封筒により送付すること。

　　　（エ）提出書類　入札書、工事費内訳書

　　　（オ）郵送提出の注意事項

①入札（見積）書等が浜松市に到達した以降は、その引換え又は変更若しくは取消しをすることができないもの。

②郵便等による入札参加者は、１回目の入札で落札者が決定しなかった場合、２回目の入札には参加できないもの。

（３）開札の日時　令和７年６月５日（木）午前９時０５分

（４）開札の場所　浜松市役所（入札室）

一般競争入札参加資格確認申請書の提出にあたって（浜松市財務部調達課）

下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、「公告（写）」、「浜松市建設工事等一般競争入札心得」、「浜松市総合評価落札方式入札後審査型一般競争入札要領」、「浜松市電子入札運用基準」等を参照し、間違いのないようにすること。この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

記

１　課名・入札番号　　　中央土木整備事務所　第２０２５００３１８０号

２　工事名　　　令和7年度長寿命化推進単独事業(市)曳馬中田島線舗装修繕工事(八幡工区・下り線)

３　その他説明事項

（１）設計書等の受託者

ア　公告３(14)の「１に掲げる工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。

株式会社松和技研　　浜松市中央区連尺町３１４番３１号

イ　公告３(14)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは次の（ア）又は（イ）に該当するものである。

（ア）当該受託者（各構成員も含む）の発行済株式総額の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている建設業者

（イ）建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

（２）建設リサイクル法対象工事

この工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成１２年法律第１０４号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

落札者は入札後、契約書作成までの間に次の内容を決定し、下記の事項を記載した書面を契約担当者へ提出すること。

ア　分別解体等の方法

イ　解体工事に要する費用

　　ウ　特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地

　　エ　特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用

（３）一般競争入札参加資格確認申請書及び企業の施工実績等の提出について

次の様式を使用することとし、システムにより提出する場合は、添付するファイルの名称に業者名と様式の名称を必ず入れること。

　　ア　一般競争入札参加資格確認申請書（様式－１）

　　イ　企業の施工実績等

　　　（ア）自己採点申請書

（イ）企業の施工実績等（様式３）

（ウ）配置予定技術者等の資格・工事経験等（様式４）

※（イ）及び（ウ）については開札の結果、落札候補者となった者のみ提出すること。

　　ウ　工事費内訳書　ＰＰＩに格納してあるため、参考にすること。

（４）現場（工事）説明書

現場説明は実施しない。

（５）質疑応答書の提出について

質疑のある場合についてのみ、令和７年５月２７日（火）午後４時までに様式－５により提出すること。

（６）その他

以下の用紙等が必要な場合は、入札担当課へ問い合わせること。

ア　「浜松市総合評価落札方式入札後審査型一般競争入札要領」

イ　「浜松市建設工事等一般競争入札心得」

ウ　「質疑応答書」

４　浜松市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、電子入札システムに障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更することがある。

様式－１

一般競争入札参加資格確認申請書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公告番号 | 浜松市公告第３１９－２号 | 公告年月日 | 令和７年５月１３日 |
| 工事名 | 令和7年度長寿命化推進単独事業(市)曳馬中田島線舗装修繕工事(八幡工区・下り線)  （課名：中央土木整備事務所　入札番号：第２０２５００３１８０号） | | |
| 工事場所 | 浜松市中央区八幡町地内外 | | |
| 業種ランク | 令和７・８年度舗装工事  （経営事項審査結果の総合評定値（Ｐ）７００点以上） | | |
| 添付書類 | ・自己採点申請書  ・経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し | | |

※　アスファルト舗装工事施工体制確認申告書（様式－８）は、開札の結果、落札候補者となった者のみ提出すること。

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

　なお、浜松市公告第３１９－２号の制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名

様式－５

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 質　疑　応　答　書 | | | ２０２５００３１８０ |
| 工　事　名　令和7年度長寿命化推進単独事業(市)曳馬中田島線舗装修繕工事(八幡工区・下り線) | | | |
| 提　出　日　　令和　　年　　月　　日　　　　　回　答　日　　令和　　年　　月　　日 | | | |
| 項　目 | 質　　疑　　事　　項 | 回　　答　　事　　項 | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |

総合評価方式（特別簡易Ⅰ型・自己採点方式）入札説明書

　下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　工　　事　　名　令和7年度長寿命化推進単独事業(市)曳馬中田島線舗装修繕工事(八幡工区・下り線)

２　課名・入札番号　中央土木整備事務所　第２０２５００３１８０号

３　本工事は、入札者に工事価格及び企業の施工実績等をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易Ⅰ型・自己採点方式）の工事である。

４　自己採点申請書の提出について

（１）提出にあたり、申請内容を証明する書類の提出は求めない。落札候補者のみ、開札後に提出すること。

（２）作成上の注意事項

ア　施工実績

（ア）過去１５年間の会社の同種・類似工事の施工実績

　　　　　平成２２年度以降に完成・引渡をした公共工事で、同種工事（片側二車線以上の道路における夜間施工によるアスファルト舗装工A=2,400ｍ2以上を含む舗装工事）又は類似工事（片側二車線以上の道路における夜間施工によるアスファルト舗装工A=1,800ｍ2以上2,400ｍ2未満を含む舗装工事）を元請（単独又は共同企業体の出資比率２０％以上の構成員に限る。）として施工した実績がある場合を対象とする。

（イ）優良工事表彰とは、過去２年度の浜松市優良工事表彰をいい、対象は参加対象業種（舗装工事）と同様とする。

　　イ　配置予定技術者の能力

　　（ア）提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、要件を満たす複数の候補者のうち資格等の評価（ウ（ウ）を含む）が最も低い者で採点すること。

　　（イ）工事経験については、平成２２年度以降に完成・引渡をした公共工事で、同種工事（片側二車線以上の道路における夜間施工によるアスファルト舗装工A=2,400ｍ2以上を含む舗装工事）又は類似工事（片側二車線以上の道路における夜間施工によるアスファルト舗装工A=1,800ｍ2以上2,400ｍ2未満を含む舗装工事）を主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した実績がある場合を対象とする。ただし、単独又は共同企業体の出資比率２０％以上の構成員として受注した元請工事に限る。

　　（ウ）優秀技術者表彰とは、過去２年度の浜松市建設工事の優秀技術者表彰を受けたことをいう。なお、該当者が他の事業所に在職していた時における優秀技術者表彰は、対象外とする。

　　（エ）継続教育（ＣＰＤ及びＣＰＤＳ）の取組み状況については、令和５年４月１日から令和７年３月３１日までのうち任意の１年間において取得したＣＰＤ単位（ユニット等）を評価する。評価対象は、建設系ＣＰＤ協議会加盟団体のうち、下記の１９団体とし各団体認定の１年間の推奨単位以上の単位取得がある場合に加点評価する。なお、取得証明の発行及び推奨基準については、各自で各団体へ確認するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 認定団体名 | № | 認定団体名 |
| 1 | （公社）空気調和・衛生工学会 | 11 | 土質・地質技術者生涯学習協議会 |
| 2 | （一財）建設業振興基金 | 12 | （公社）土木学会 |
| 3 | （一社）建設コンサルタンツ協会 | 13 | （一社）日本環境アセスメント協会 |
| 4 | （一社）交通工学研究会 | 14 | （公社）日本技術士会 |
| 5 | （公社）地盤工学会 | 15 | （公社）日本建築士会連合会 |
| 6 | （公社）森林・自然環境技術教育研究センター | 16 | （公社）日本コンクリート工学会 |
| 7 | （一社）全国上下水道コンサルタント協会 | 17 | （公社）日本造園学会 |
| 8 | （一社）全国測量設計業協会連合会 | 18 | （公社）日本都市計画学会 |
| 9 | （一社）全国土木施工管理技士会連合会 | 19 | （公社）農業農村工学会 |
| 10 | （一社）全日本建設技術協会 |  |  |

　　ウ　地域精通度・地域貢献度

　　（ア）過去１年間の入札参加停止の状況とは、確認申請書の提出期限日から遡り一年間以内に、入札参加停止、文書注意、または口頭注意の処分を受けた日（入札参加停止に関しては入札参加停止期間）がある場合をいう。

（イ）災害基本法に基づく指定地方公共機関とは、浜松建設業協会又は天竜建設業協会を　　意味し、確認申請書の提出期限日時点において協会への加入状況の有無をいう。

　　（ウ）担い手の育成とは、確認申請書の提出期限日時点において４０歳以下又は女性の技術者を主任（監理）技術者として配置する場合を対象とし、主任（監理）技術者の施工実績（イ（イ））と重複して加点することはできない。

（エ）市内業者施工率とは、今回の工事についての契約金額に対する自社施工分、市内本店業者及び市内に建設業の許可を受けた営業所を有する者への下請負額分の合計額（予定）の割合をいう。

（オ）低入札調査対象工事の受注の有無とは、今年度の総合評価落札方式の入札において低入札調査対象となったもののうち、確認申請書の提出期限日時点において同業種の工事を契約締結したものをいう。

（カ）ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認証、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、及び外国人材活躍宣言事業所の認定とは、浜松市の各機関で発行する交付証等において認証・認定を受けていることが確認できる事業所であり、認証・認定期間中の者を対象とする。

（キ）健康経営優良法人とは、経済産業省の健康経営優良法人認定制度により認定を受けていることが確認できる事業所であり、認定期間中の者を対象とする。

（ク）浜松市CSR活動表彰とは過去2年度中に「Star Prize制度マイスター事業所の認定」または「優秀賞、特別賞、市民協働奨励賞の受賞」の実績を対象とする。

　※（カ）～（ク）については、確認申請書の提出期限日を基準日とする。

５　企業の施工実績等の提出について

（１）開札の結果、落札候補者となった者のみ、以下の施工実績等に係る書類を提出すること。

ア　企業の施工実績等（様式３）

イ　配置予定技術者等の資格・工事経験等（様式４）

（２）作成上の注意事項

　　ア　企業の施工実績等（様式３）

　　（ア）同種・類似工事の施工実績

　　　　a 同種・類似工事を施工した実績がある場合は、工事名称等を記載することとともに、契約書の写しを添付すること。

　　　 b 受注形態等は、単体／共同企業体名（構成員・出資比率）を記載すること。

　　　 c CORINSへの登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し（変更契約書を含む。）を省略できない。なお、工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分）は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。

（イ）優良工事表彰に該当する場合は表彰状の写しを添付すること。

　　（ウ）浜松市と災害協定を締結している場合は協定書の写しを添付すること。

　　（エ）ISO9001、ISO14001又はエコアクション21の認証を取得している場合は、認証取得を証する書類の写しを添付すること。

　　（オ）障害者雇用が法定雇用率以上のときは、障害者雇用状況内訳書（様式３－２）を添付すること。

（カ）健康経営優良法人の認定期間中である場合は、それを証明する書類を添付すること。

（キ）ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認証、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の表示証の交付、外国人材活躍宣言事業所の認定、及び企業のCSR活動表彰については、記載のみとし認証書等の提出は不要とする。

　　イ　配置予定技術者等の資格・工事経験等（様式４）

　　（ア）配置予定技術者の資格・工事経験等を記載すること。

　　（イ）配置予定技術者の年齢、法令等による資格・免許、雇用状況等が確認できる書類の写しを添付すること。

　　（ウ）複数の技術者を登録する場合又は従事した工事経験を複数記載する場合は、本様式を複写して作成すること。また、実際の施工にあたって記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などとし、書面等の方法により発注者と受注者の間で合意がなされた場合とする。ただし、原則として、配置予定技術者と同等以上の資格を有し、かつ加算点の合計が同等以上となる技術者との交代であることとする。

（エ）同種・類似工事に該当がある場合は、契約書の写し（変更契約書を含む。）を添付すること。CORINSへの登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写しを省略できない。なお、工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分）は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。ただし、様式３「企業の施工実績等」の「工事施工実績」と同じ場合は、重複して添付する必要はない。

　　（オ）優秀技術者表彰に該当する場合は表彰状の写しを添付すること。

（カ）継続教育（ＣＰＤ及びＣＰＤＳ）の取組み状況に該当する場合は、各団体の推奨単位以上を取得していることを証明する書類の写しを添付すること。

６　総合評価に関する事項

各評価項目について、次の評価基準に基づき加点するものとする。



７　実施上の留意事項

（１）企業の施工実績等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（２）提出された企業の施工実績等は、審査以外に提出者に無断で使用することはない。

（３）企業の施工実績等に虚偽の記載をした者は、当該工事に参加できない。また、浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがある。

なお、企業の施工実績等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

（４）提出された企業の施工実績等は、返却しない。

様式３

企　業　の　施　工　実　績　等

工　事　名　令和7年度長寿命化推進単独事業(市)曳馬中田島線舗装修繕工事(八幡工区・下り線)

会社名：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工　事　施　工　実　績 | 同種・類似の区別 | 同　種　・　類　似　・な　し | |
| 工　事　名 |  | |
| 発注機関名 |  | |
| 施工場所 |  | |
| 契約金額 |  | |
| 工　　期 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 | |
| 受注形態等 |  | |
| 工事概要 |  | |
| CORINSへの登録 | あり（CORINS登録番号：　　　　　　　　　　　　　　　）・なし | |
| 優良工事表彰の有無 | | あり（表彰工事名：　　　　　　　　　　　　　　　　　）・なし | |
| 災害対応 | | 災害協定締結の有無 | あ　り　・　な　し |
| 災害基本法に基づく指定地方公共機関の指定 | あ　り　・　な　し |
| ISO認証取得状況 | | ISO9001　・　ISO14001　・　エコアクション２１　・　なし  有効期限　　　　　年　　月　　日　　　　　　年　　月　　日 | |
| 市内業者施工率 | | １００％　・　８０％以上　・　８０％未満 | |
| 障害者雇用の状況 | | １　法定雇用率以上の雇用をしている  ２　法定雇用率を下回る雇用をしている、若しくは雇用していない | |
| ワーク・ライフ・バランス推進事業所等の認証 | | あり　・　なし | |
| 高齢者活躍宣言事業所の認定 | | あり　・　なし | |
| 消防団協力事業所  の表示証交付 | | あり　・　なし | |
| 健康経営優良法人 | | あり　・　なし | |
| 外国人材活躍宣言事業所 | | あり　・　なし | |
| 浜松市CSR活動表彰 | | あり　・　なし | |

様式３-２

障害者雇用状況内訳書

（あて先）浜松市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 在 地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 内　　容 |
| 雇用労働者数 | 常時雇用労働者数　　　　　　　　　人  短時間労働者数　　　　　　　　　　人 |
| 身体障害 | 常時雇用　　重度障害（1・2級） 　　人（ダブルカウントしない実人員）  重度障害以外　　　　　　人  短時間労働　重度障害（1・2級） 　　人（ダブルカウントしない実人員）  重度障害以外　　　　　　人 |
| 知的障害 | 常時雇用　　重度障害（Ａ）　　　　　人（ダブルカウントしない実人員）  重度障害以外　　　　　　人  短時間労働　重度障害（Ａ）　　　　　人（ダブルカウントしない実人員）  重度障害以外　　　　　　人 |
| 精神障害 | 常時雇用　　　　　　　　　　　　　　人  短時間労働　　　　　　　　　　　　　人 |

※障害者の雇用の促進等に関する法律で定義されている算定方法で法定雇用率以上の雇用をしている場合のみ、提出してください。

※短時間労働者とは、週労働時間が２０時間以上３０時間未満の労働者をいいます。

※身体障害及び知的障害について、常時雇用の重度障害の方が１人いる場合は２人としてカウントします。また短時間労働者は重度の方が１人いる場合は１人、重度障害以外の方が１人いる場合は0.5人としてカウントします。

※精神障害について、短時間労働者が１人いる場合は0.5人としてカウントします。

様式４

配置予定技術者等の資格・工事経験等

工　事　名　令和7年度長寿命化推進単独事業(市)曳馬中田島線舗装修繕工事(八幡工区・下り線)

会社名：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 配置予定技術者の氏名 | | （生年月日：西暦　　　　年　　月　　日　　　歳） | 該当の場合〇40歳以下・女性 |
| 法令等による資格・免許 | | （資格名　：　　　　　　　　　　　　　　）  （取得日　：　　　　　　　　　年　月取得）  （登録番号：　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 工事経験の概要 | 同種・類似の区別 | 同　種　・　類　似　・な　し | |
| 工事名 |  | |
| 発注機関名 |  | |
| 施工場所 |  | |
| 契約金額 |  | |
| 工期 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 | |
| 従事役職 |  | |
| 工事内容 |  | |
| CORINSへの登録 | あり（CORINS登録番号：　　　　　　　　　　　　） ・ なし | |
| 他工事の従事状況 | 従事の有無 | あ　り　・　な　し | |
| 工事名 |  | |
| 発注機関名 |  | |
| 工期 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 | |
| 従事役職 |  | |
| 本工事と重複する  場合の対応措置 |  | |
| CORINSへの登録 | あり（CORINS登録番号：　　　　　　　　　　　　　） ・ なし | |
| 優秀技術者表彰の有無 | | あり（表彰工事名：　　　　　　　　　　　　　　　） ・ なし | |
| 配置予定技術者の  継続教育の取組み状況 | | １　各団体の推奨単位以上の取得あり  ２　各団体の推奨単位以上の取得なし | |

様式－８

アスファルト舗装工事施工体制確認申告書

　下記工事の入札にあたって、アスファルト舗装工事に係る施工体制について申告します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工　　事　　名 | | 入札番号 | ２０２５００３１８０ | |
| 名　　　称 | 令和7年度長寿命化推進単独事業(市)曳馬中田島線舗装修繕工事(八幡工区・下り線) | |
| 自　　　社 | 舗装施工管理技術者 | １　　　級 | 人 | |
| ２　　　級 | 人 | |
| 本工事に  配置予定の  主任(監理)  技　術　者 | 氏　　名 |  |
| 級の種別 | 級 |
| 登録番号 |  |
| 有効期限 |  |
| アスファルト  フィニッシャ(ＡＦ) | 所有台数 | | 台 |
| リース | リース台数 | 台 |
| リース会社 |  |
| 契約期間 |  |
| マカダムローラ  (ＭＲ) | 所有台数 | | 台 |
| リース | リース台数 | 台 |
| リース会社 |  |
| 契約期間 |  |
| タイヤローラ  (ＴＲ) | 所有台数 | | 台 |
| リース | リース台数 | 台 |
| リース会社 |  |
| 契約期間 |  |
| 自社施工体制 | 技能者数 | 職　　　　　長 | 人 |
| オペレーター | 人 |
| スクリードマン | 人 |
| レーキマン | 人 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 連結決算会社・完全協力会社 | 所在地 |  | | |
| 会社名 |  | | |
| アスファルト  フィニッシャ(ＡＦ) | 所有台数 | | 台 |
| リース | リース台数 | 台 |
| リース会社 |  |
| 契約期間 |  |
| マカダムローラ  (ＭＲ) | 所有台数 | | 台 |
| リース | リース台数 | 台 |
| リース会社 |  |
| 契約期間 |  |
| タイヤローラ  (ＴＲ) | 所有台数 | | 台 |
| リース | リース台数 | 台 |
| リース会社 |  |
| 契約期間 |  |
| 自社施工体制 | 技能者数 | 職　　　　　長 | 人 |
| オペレーター | 人 |
| スクリードマン | 人 |
| レーキマン | 人 |

＜注意事項＞

１　本工事に配置を予定する主任（監理）技術者の舗装施工管理技術者資格者証の写しを添付すること。

２　記入方法は、「アスファルト舗装工事施工体制実態調査票」に準じるものとする。

３　連結決算会社・完全協力会社については、本工事において下請負契約を予定している会社について記入すること。

上記のとおり、事実と相違ありません。

令和　　年　　月　　日

　（あて先）浜松市長

　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　代表者氏名